



毎月第3日曜日に行われる町民によるボランティア清掃

## 生活環境

安心して日常生活が送れるよう、住環境及び交通網の整備、上下水道の保全に努めています。

また、平成22年3月に「ごみのポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関する条例」を制定し、人と環境にやさしいまちづくりを進めています。毎月第3日曜日のボランティア清掃やごみの分別回収や資源リサイクルを実施。町民と行政の協働により快適で美しい町の景観の形成を図っています。



下水処理作業が進められる町浄化センター



希少野生動物保護や環境保全に努めるネコのTNR事業



平成25年度増設された小郷住宅



町内全体に行き届いたゴミの分別回収